

[事案 2021-331] 新契約無効請求

・令和5年4月10日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-330] の申立人の子である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年5月に契約した変額保険について、募集人は、設計書における「特別勘定資産の運用実績例表」の運用実績が6.0%の欄のみを示し、「マイナスにはならない。むしろ、早いうちに始めておけば、運用益も早く引き出しできるから」などと断定的に述べ、確実でない利回りが確実であり、運用益がマイナスにならないと誤信させたことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対して、運用結果はマイナスにはならないとの断定的な説明は行っておらず、設計書の「特別勘定資産の運用実績例表」を用いて、運用実績が-3.0%、0.0%、3.0%、6.0%の場合について、いずれも契約後の年数に応じた解約返戻金の推移を指で示しながら説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の記録によれば、募集人は、日をあけて2回にわたり申立人および申立人母と、募集人のオフィスで面談（面談①②）したことになっており、事情聴取においてもそのような陳述をしているが、申立人と申立人母のSMSの履歴および申立人の事情聴取の結果によれば、面談①については、申立人母は別の場所におり、募集人のオフィスにいなかったことは明らかである。
- (2) 申立人についても、面談①はインフルエンザのために体調不良であった可能性が高く、募集人の記録には、面談①において申立人および申立人母に対して本契約の説明をした旨の記載があるが、この記載も架空のものと言わざるを得ない。
- (3) 申立人が、面談②の1回の面談のみで申込みをしたとなると、本契約が変額保険という複雑なものであること、申立人が未成年であったこと等に鑑みれば、申立人に対する十分な説明ができていなかった可能性を否定できない。